

犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

令和6年1月 法務省大臣官房司法法制部

一定の犯罪被害者等が**早期の段階**から**弁護士による継続的かつ包括的な支援**を受けられるようにする

犯罪被害者等の実情等

- 犯罪被害者等は、**被害直後**から、**刑事・民事裁判への対応**を含む**捜査機関や加害者側への対応**、各種支援のための**申請手続**、**報道機関への対応**等、様々な対応が必要
- **精神的・身体的被害等**によって**自ら対応できない**上、その被害に起因して**経済的困窮に陥り**、**弁護士による支援を受けられない**場合がある

法テラスによる現行の援助制度とその課題

- **DV等被害者法律相談援助業務**
 - ・ **DV・ストーカー・児童虐待**の被害者に対する**被害防止**に必要な法律相談に**限定**
- **国選被害者参加弁護士に関する業務**
 - ・ 一定の犯罪被害者等が**刑事裁判**において**被害者参加制度**を利用する場合に**限定**
- **被害者等の援助に関する情報提供業務**
 - ・ **法制度・相談窓口**に関する**一般的な情報提供**や**精通弁護士の紹介**に**限定**
- **民事法律扶助業務**
 - ・ 無料法律相談 : **刑事に関するものは対象外**
 - ・ 弁護士費用等の立替え : **民事裁判等手続**を利用する場合に**限定**

いずれも**援助対象**や**援助内容**が**限定的**

捜査機関への出頭や**被害申告**、各種支援のための**申請手続**、**報道機関への対応**等に関する援助は**対象外**

犯罪被害者等に**寄り添った切れ目のない支援**が必要

犯罪被害者等支援弁護士制度創設の必要性

生命・身体に対する重大犯罪や性犯罪の被害者を始めとする一定の犯罪被害者等が**早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援**を受けられるようにする制度（犯罪被害者等支援弁護士制度）の導入が必要

法テラスの業務は**総合法律支援法に個別に規定**すること（**法改正**）が必要

総合法律支援法を改正し、法テラスの業務として**犯罪被害者等支援弁護士制度を導入**

導入に向けた具体的検討、関係機関等との調整等

（検討課題）

- 援助対象、援助内容、利用要件、費用負担等
- 支援弁護士・関係機関等との支援体制の構築、支援弁護士の数・質の確保等

1年以内をめどに結論

法整備等

総合法律支援法の改正、**関係規程の整備**、**施行準備**等